



あなたの所有する空き家を登録しませんか

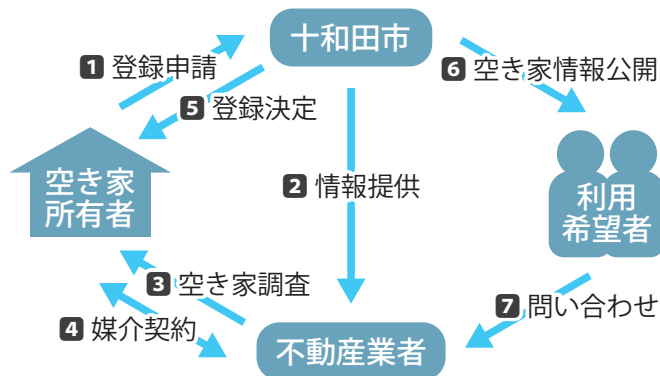
申問都市整備建築課 ☎51-6735

- 空き家バンクとは -

市では、空き家を売りたい・貸したい人の空き家の情報を市のホームページなどで公開し、空き家を買いたい・借りたい人へ提供する「空き家バンク」を運営しています。

利活用できる空き家を所有している人、中古物件の購入を検討している人などがいましたら、気軽にご相談ください。

空き家バンク登録の流れ



空き家バンク利用の留意点

- ◆ 空き家バンクの利用に費用はかかりませんが、公正な取引のために空き家バンクに協力する不動産業者が空き家の調査・仲介を行います。そのため、売買・賃貸借の成立時には仲介手数料を支払う必要があります。
- ◆ アパートなどの集合住宅の登録は受け付けていません。
- ◆ 未相続や著しい損傷がある空き家は登録できない場合があります。
- ◆ 空き店舗・空き地の登録も受け付けています。

- 1 空き家の所有者が市に登録申請を行う。
- 2 市が不動産業者へ申請内容の情報を提供する。
- 3 不動産業者が空き家の調査などを行う。
- 4 空き家の所有者と不動産業者が媒介契約を結ぶ。
- 5 6 市が空き家バンクに登録し、情報を公開する。
- 7 利用希望者の問い合わせは不動産業者が対応する。

空き家バンクで空き家を売却した人の声



(50代男性)

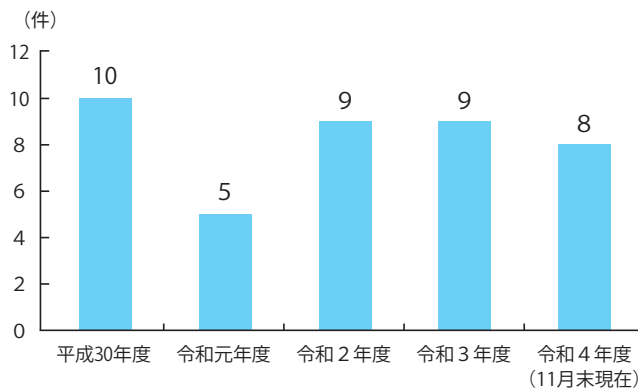
登録から売却までスムーズに済んで良かったです。古い建物だったので、すぐには売れないだろうと思っていましたが、売却できて、とても助かりました。

市が運営している制度のため、安心して物件をお任せすることができ、思ったよりも早く契約することができました。



(60代女性)

空き家バンクによる物件の売買成立件数



空き家バンクの詳細や物件一覧などについては、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



利用促進奨励金制度

空き家バンクを利用して空き家を売却・賃貸した人へ奨励金 **5万円** を交付

空き家バンクを利用し、令和5年3月31日までに売買（賃貸借）契約を締結して、空き家を売却（賃貸）した人へ奨励金を交付します。

| | |
|------|--------------|
| 対象者 | 空き家を売却・賃貸した人 |
| 奨励金額 | 5万円 |

※奨励金の交付は、同一の空き家に付き1回限りとなります（空き地は対象外）。